豊中市感染症発生動向調査事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、感染症の患者情報及び病原体に関する情報を正確に収集分析し、その結果を、市民に公開及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及び防止を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 3 章の規定、及び「法の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 458 号厚生省保健医療局長通知）における「感染症発生動向調査事業実施要綱」（以下「動向調査要綱」という。）に基づき、感染症発生動向調査（以下「調査等」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

（対象となる感染症）

第２条　調査等の対象となる疾病は、別表に定めるとおりとする。

（実施主体等）

第３条　実施主体は、豊中市とする。

２　所管は、保健所とする。

３　市長は、保健所で検査しないものについては、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に依頼するものとする。

（指定届出機関及び指定提出機関の選定）

第４条　市長は、別表定点把握対象の感染症について、豊中市内での患者情報、疑似症情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、法第 14 条第 1 項に規定する患者定点、疑似症定点及び病原体定点の指定届出機関を大阪府知事に選定依頼するものとする。

２　市長は、法施行規則 7 条の 2 に規定する五類感染症について、豊中市内での患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する指定提出機関を大阪府知事に選出依頼するものとする。

（感染症発生動向調査委員会）

第５条　市長は、事業の的確な運用を図るため、感染症発生動向調査委員会を設置するものとする。

２　感染症発生動向調査委員会の運用については、別に定めるものとする。

（全数把握の対象疾病）

第６条　全数把握により行う調査等の対象となる者は次の各号に定める者とする。

（１）　別表の感染症分類が一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表 75, 85 及び 86）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者

（２）　別表の感染症分類が五類（全数把握分）（75, 85 及び 86 を除く）　の患者

（全数把握の調査単位及び実施方法）

第７条　前条第 1 号に規定する患者を診察した医師は、国が定める基準により直ちに保健所に届出を行うものとする。

２　前条第 2 号に規定する患者を診察した医師は、国が定める基準により 7 日以内に保健所に届出を行うものとする。

３　保健所は、前 2 項の届出を受けた場合、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

４　保健所は、第 1 項及び第 2 項の届出を受けた場合において、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別に定める検査票を添付して依頼等するものとする。

５　第 1 項及び第 2 項の検体等を所持している医療機関は、保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別に定める検査票を添付して提供するものとする。

６　保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別に定める検査票を添付して地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所へ検査を依頼するものとする。

（定点把握の期間）
第８条　患者情報のうち定点把握の調査の期間は、別表の五類(小児科定点)及び、五類(眼科定点)については１週間、五類（性感染症定点）については１ヵ月間、また五類（基幹定点）については 92, 95, 96, 107, 108, 109 が１週間、105, 109, 110 が１ヵ月間とする。
また、五類（急性呼吸器感染症定点）について、別に定める届出基準に一致する者としての当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、90 および 97 については疾病毎の患者数を届出ることとする。
（患者定点）
第９条　患者定点として選定された医療機関（以下「選定医療機関」という。）は、保健所に速やかな情報提供を図る趣旨から、国が定める報告基準により、調査単位期間に係る診療時において、患者発生状況の把握を行うものとする。
２　選定医療機関は、国が定める様式によりそれぞれ調査単位の患者発生状況を記載するものとする。
３　選定医療機関は、患者情報を国の報告基準に基づき保健所へ提供するものとする。なお、当該情報の提供方法については、患者情報の円滑な収集の観点から、地域の特性に応じた適切な方法を採用することができるものとする。
（病原体定点）
第１０条　病原体定点として選定された医療機関においては、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取するものとする。
２　病原体定点医療機関で採取された検体等は、検査票を添えて速やかに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に送付するものとする。
３　別表の五類（小児科定点）においては、患者発生状況等を踏まえ、あらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位区ごとに、概ね４症例からそれぞれ少なくとも１種類の検体を送付するものとする。
４　別表の五類（急性呼吸器感染症定点）においては、五類（小児科定点）又は五類（内科定点）により探知された症例から採取し、営業日のうち週はじめから数えて第２営業日に収集し保健所に提出するものとする。
５　提出された検体等は、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生のために仕様されるものであり、それ以外の目的には用いてはならない。
（疑似症定点）
第１１条　疑似症定点として選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行い、疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として汎用サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
２　保健所は、疑似症定点において汎用サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について大阪府及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に報告する。
（情報提供）
第１２条　保健所は、別表に定める感染症について検査票及び検体等が送付された場合は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に検査結果を確認し、その結果を診断した医師に通知するものとする。
２　保健所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県を超えた集団発生があった場合その他緊急の場合にあっては、厚生労働省からの依頼に基づき検体を国立感染症研究所に送付するものとする。
３　保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況を把握し、必要に応じて大阪府、関係医療機関、医師会、教育委員会等に発生状況を提供し連携を図るものとする。
４　保健所は、市内の患者発生情報及び病原体情報を収集し、大阪府感染症情報センターへ送付し、大阪府感染症解析小委員会での分析結果を週報等として公表される大阪府情報及び全国情報と併せて、関係医療機関その他に提供するものとする。

５　保健所は、情報の提供及び公開にあたっては個人情報の保護に留意しなければならない。
（医師会との連携）
第１３条　市域の詳細な感染症の発生に関する情報の把握、分析については、医師会に委託して行うものとする。

附則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２５年３月４日から施行する。
附則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２５年５月６日から施行する。
附則
この要綱は、平成２５年１０月１４日から施行する。
附則
この要綱は、平成２６年７月２６日から施行する。
附則
この要綱は、平成２６年９月１９日から施行する。
附則
この要綱は、平成２７年１月２１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２７年５月２１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２８年２月１５日から施行する。
附則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。
附則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年５月２６日から施行する。
附則
この要綱は、令和７年４月７日から施行する。

別表

感染症分類

一類	1	エボラ出血熱
	2	クリミア・コンゴ出血熱
	3	痘そう
	4	南米出血熱
	5	ペスト
	6	マールブルグ病
	7	ラッサ熱
二類	8	急性灰白髄炎
	9	結核
	10	ジフテリア
	11	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
	12	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
	13	鳥インフルエンザ（H5N1）
	14	鳥インフルエンザ（H7N9）
三類	15	コレラ
	16	細菌性赤痢
	17	腸管出血性大腸菌感染症
	18	腸チフス
	19	パラチフス
四類	20	E型肝炎
	21	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む。）
	22	A型肝炎
	23	エキノコックス症
	24	エムポックス
	25	黄熱
	26	オウム病
	27	オムスク出血熱
	28	回帰熱
	29	キャサヌル森林病
	30	Q熱
	31	狂犬病
	32	コクシジオイデス症
	32	コクシジオイデス症
	33	ジカウイルス感染症
	34	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）
	35	腎症候性出血熱（HFRS）
	36	西部ウマ脳炎
	37	ダニ媒介脳炎
	38	炭疽
	39	チクングニア熱
	40	つつが虫病
	41	デング熱
	42	東部ウマ脳炎
	43	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)
	44	ニパウイルス感染症
	45	日本紅斑熱
	46	日本脳炎
	47	ハンタウイルス肺症候群（HPS）
	48	Bウイルス病
	49	鼻疽
	50	ブルセラ症
	51	ベネズエラウマ脳炎
	52	ヘンドラウイルス感染症
	53	発しんチフス
	54	ボツリヌス症
	55	マラリア
	56	野兎病
	57	ライム病
	58	リッサウイルス感染症
	59	リフトバレー熱
	60	類鼻疽
	61	レジオネラ症
	62	レプトスピラ症
	63	ロッキー山紅斑熱
五類（全数把握分）	64	アメーバ赤痢
	65	ウイルス性肝炎 （E型肝炎及びA型肝炎を除く）
	66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
	67	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）
	68	急性脳炎 （ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）

五類（全数把握分）続き	69	クリプトスポリジウム症
	70	クロイツフェルト・ヤコブ病
	71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
	72	後天性免疫不全症候群
	73	ジアルジア症
	74	侵襲性インフルエンザ菌感染症
	75	侵襲性髄膜炎菌感染症
	76	侵襲性肺炎球菌感染症
	77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）
	78	先天性風しん症候群
	79	梅毒
	80	播種性クリプトコックス症
	81	破傷風
	82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
	84	百日咳
	85	風しん
	86	麻しん
	87	薬剤耐性アシネトバクター感染症
五類（小児科定点）	88	RSウイルス感染症
	89	咽頭結膜熱
	91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
	92	感染性胃腸炎
	98	水痘
	102	手足口病
	103	伝染性紅斑
	104	突発性発しん
	106	ヘルパンギーナ
	112	流行性耳下腺炎
五類（急性呼吸器感染症定点）	88	RSウイルス感染症
	89	咽頭結膜熱
	90	インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）
	91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
	93	※急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症 を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウ イルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対 して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの に限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）
	97	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。）
	106	ヘルパンギーナ
五類（眼科定点）	94	急性出血性結膜炎
	111	流行性角結膜炎
五類（性感染症定点）	99	性器クラミジア感染症
	100	性器ヘルペスウイルス感染症
	101	尖圭コンジローマ
	113	淋菌感染症
五類（基幹定点）	92	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)
	95	クラミジア肺炎 （オウム病を除く。）
	96	細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として特定された場合を除く。)
	105	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
	107	マイコプラズマ肺炎
	108	無菌性髄膜炎
	109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	110	薬剤耐性緑膿菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	114	新型インフルエンザ
	115	再興型インフルエンザ
	116	新型コロナウイルス感染症
	117	再興型コロナウイルス感染症
指定感染症		政令・省令通知に基づく感染症
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	118	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。
法第14条第8項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	119	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。